

番組部門制作関連資料

<内容>

- 1 取材の了解・許諾の手続き
- 2 著作物を使用する場合の原則
- 3 著作権フリー素材（CD・DVD）の使用について
- 4 インターネット上の素材の使用について
- 5 音楽著作物を使用する場合の手続き
- 6 音楽以外の著作物・写真・映像等を使用する場合の手続き
- 7 引用について（および生成 AI 使用に関する考え方）
- 8 規定違反について
- 9 各様式のダウンロードと記入について
- 10 番組進行表 表紙（様式 2 - 1 記入例）
- 11 CUE シート（様式 2 - 2 記入例）
- 12 権利処理一覧表（様式 2 - 3 記入例）
- 13 権利処理一覧表（記入例）の解説（様式 2 - 2、2 - 3 に関する説明）
- 14 番組進行表 表紙（様式 2 - 1 研究発表用 記入例）
- 15 CUE シート（様式 2 - 2 研究発表用 記入例）
- 16 番組制作の許諾手続きフローチャート
- 17 音楽使用時の許諾手続きフローチャート

1 取材の了解・許諾の手続き

(1) 取材にあたっては、「ご協力のお願い」を用いて関係者に了解を得る。

取材をお願いする際、必要に応じて「ご協力のお願い」（要項に様式あり）に必要事項を記入して渡し、依頼の趣旨を説明して了解を得る。番組への出演（インタビューを含む）や、個人情報を番組で使用するような場合がこれにあたります。「ご協力のお願い」は、番組進行表に添付する必要はありません。

- ※ 申請しても了解が得られない場合もありますので、取材先に確認してください。
- ※ 創作ドラマの制作においても、録音・撮影にあたっては了解を得る。

(2) 特に以下のような場合は、「様式 2 - 5」で許諾を得る。

- 1) イベント・公式試合・競技会等での取材 → **主催者の許諾を得ること。**
2) の「管理者の許諾」を要する場合もあるので確認すること。
- 2) 許可を得て入る場所や、自由に入れるが録音・撮影が制限される場所での取材や、先方が文書による許諾が必要と判断する場合 → **管理者の許諾を得ること。**
《例》教育機関、公共交通機関の駅や車内、ショッピングセンター、遊園地、美術館、等

許諾を得て番組で使用した内容は、該当の欄に「様式 2 - 3」の権利処理記号（A, B, C…）を記入し、「様式 2 - 5」右上にもその記号を朱書きして、番組進行表に添付してください。

- ※ 取材相手の著作物・写真・演奏等を使用する場合は、「様式 2 - 5」で許諾を得てください。
- ※ 「様式 2 - 5」以外の形式で許諾を得ている場合は、その文書を添付してください。その際、「様式 2 - 5」と同じ内容が含まれていることを確認してください。

(3) 乳幼児・小中学生に対する取材は、保護者に許諾を得る。

乳幼児・小中学生の映像・音声で、個人が特定される場合は、保護者の許諾を「様式2-5」で得てください。保護者の許諾を得ていることを団体（学校等）の責任者が証明する文書等でも構いません。

(4) ドローン等での撮影は関係する法令や規制を守り、その内容確認と撮影場所の許諾を得る。

ドローンを飛ばして撮影する場合、以下の事項について従っていることを顧問が確認している内容の書面を提出してください。ドローンでの撮影以外でも、特殊な撮影を行う場合はこれに準じてください。

- ・地域によって法律（条例）や規制があるので、それらの許可を取ってください。
- ・免許や資格（電波法など）、ドローンの登録、飛行場所の許可や飛行規則（航空法）の遵守、保険の加入などが必要な場合もあります。
- ・撮影場所の許諾を得てください。学校敷地内では、学校長の許諾を得てください。

2 著作物を使用する場合の原則

個人や法人が創作した文芸、学術、美術、音楽などの文化的な創作物（＝著作物）は著作権法で保護されています（「著作権」）。また、著作物の伝達に重要な役割を果たしている実演家（歌手・演奏家・俳優など）、レコード会社、放送事業者、有線放送事業者には「著作隣接権」という権利があります。従って、他人が創作した著作物を利用するときには、「著作権の使用許諾」または「著作権と著作隣接権の両方の使用許諾」の手続きが必要です。

著作物のコピーや模造の使用は、著作権法違反にあたる場合があります。

- ・当コンテストでは、**文書による許諾**を原則とします。許諾に関する文書は、番組進行表に添付してください。
- ・番組制作者（「様式2-1」のスタッフ・キャスト欄に記載されている生徒）自身の著作物（楽曲、写真、イラスト、効果音など）については、「様式2-3」に「自作」と記入してください。
- ・**番組制作者以外の方が権利を有する物を使用する場合は、手続きを行ってください。**（過去の放送部員等が制作した著作物・収録した音声や映像を含む。）
- ・個人所有の写真、親書、美術品も著作物として手続きを行ってください。
- ・統計のデータ自体は著作物ではありませんが、それをもとにグラフ等を制作した場合は、画面に表示を入れてください。（例：「総務省ホームページより」）
- ・著作権の保護期間が「著作者の死後50年」から「著作者の死後70年」に延長されたので注意してください。（2018年12月30日発効）
- ・著作権が切れていることの確認が取れた楽曲の楽譜は、適法に購入して手に入れたものであれば、自由に演奏のために使用してよく、その楽譜出版社から許諾を得る必要はありません。

3 著作権フリー素材（CD・DVD）の使用について

「著作権フリー」と説明のある素材の中には、私的使用以外の場合（コンテストへの出品等）、著作権の手続きが必要となるものもあります。レコード会社の効果音集などに、著作隣接権の処理が必要なものもあります。**判断できない場合は、使用しないでください。**

- ・著作権の手続き不要の素材を使用した場合は、**素材のタイトル（曲名）が記載された部分のコピーと手続き不要の旨（使用条件）が記載された文面のコピーの両方を添付してください。**
 - ① 添付するコピーはA4縦とし、右上に**権利処理番号を朱書き**する。
 - ② 同一の素材集（CD・DVD）から複数の素材を使用する場合は、該当の素材と権利処理番号が一致するように記載する。
 - ③ 使用条件の記載箇所はジャケットとは限らないので注意する。
 - ④ 使用条件等が外国語で記されている文書は、必要な箇所の日本語訳を添付する。

- ・コンテスト委員会が著作権手続き不要の使用条件を確認している下記のCDは、添付書類不要です。
 - (株)アーキーの「School Life シリーズ」
 - (有)EXインダストリーの「著作権フリー音楽CD」
 - エンドレスエコーの著作権フリーCD
 - サウンドファクトリーの著作権フリーCD

4 インターネット上の素材の使用について

インターネット上の素材のうち、以下の素材を使うことができます。

- ・使用者が以下のそれぞれの会社との利用規約を遵守して使用するもの
 - (株)アーキー (有)EXインダストリー NHKクリエイティブ・ライブラリー
- ・**音楽・効果音素材に限り**、正式に契約（購入や登録など含む）した上で使用するもの（ただし、レコード協会が申請窓口となっているレコード会社の素材を除く）
 - 使用条件の範囲内であれば使用可能です。その際は、**契約したことが分かるものと手続きに関するもの**を添付すること。
 - (例) 契約が分かるもの：購入時の領収書や、契約する動作が指示されている画面のコピーなど
 - 手続きに関するもの：権利処理不要のものは使用条件のコピーなど、権利処理が必要な場合は許諾を得たことが分かる書類など
- ・官庁が権利を有している素材で使用許諾が得られたもの
- ・当コンテストでの使用についてコンテスト委員会が確認したもの
 - Google のコンテンツのうち、Google マップ および Google Earth 国土地理院の Web コンテンツ

<使用時の注意>

1. Google のコンテンツについて

- (1) Google マップ、Google Earth は、番組内で使用できます。また、本コンテストでの利用にあたり、コンテンツ（地図データ、画像）の提供元が Google だけの場合は、特に Google へ許諾を申請する必要はありません。ただし、Google のコンテンツ使用中は、画面上に文字で「©Google」、または Google の「ロゴ」を表示しつづけてください。また、文章とロゴを混在させて表記することはできません。
- (2) Google マップ、Google Earth でも、コンテンツ（地図データ、画像）が Google 以外から提供されたものを含んでいる場合は、上記の文字表記「Google」、もしくは Google の「ロゴ」の表示に加え、画像データの提供元も表示してください。
 - (例) Google マップであれば、地図右下「画像データ」欄に「©2019 Google」と示されていれば、使用されているデータは Google のものだけで、許諾の確認は不要です。「©2019 Google, SK telecom」、「©2019 Google, INEGI」等、Google 以外の企業名、機関名が示されていれば、そのデータ提供元への許諾確認と、番組進行表内（様式2-2、2-3）に明示、確認内容を示す書類（様式2-5等）を番組進行表に添付する必要があります。（画面内表示例）「地図データ：Google, Maxar Technologies」
- (3) 番組内で使用するコンテンツが第三者の著作権、肖像権、登録商標、プライバシー等に関わる場合は、別途当該者から利用の許諾をとり、番組進行表内（様式2-2、2-3）に明示、許諾を示す書類（様式2-5等）を添付してください。
- (4) ストリートビューは、本コンテストでは使用しないでください。

※ 利用規約や表示の仕方等の詳細は、次の Google ホームページで確認してください。

- ・ Google 利用規約：<https://policies.google.com/terms?hl=ja/>
- ・ Google マップ&Google Earth について（表示方法など）：
<https://about.google/brand-resource-center/products-and-services/geo-guidelines/>
- ・ Google マップ / Google Earth 追加利用規約：https://www.google.com/intl/ja/help/terms_maps/

2. 国土地理院のコンテンツ（Web コンテンツ、刊行物、提供物）について

利用できます。本コンテストでの利用にあたって、特に国土地理院へ許諾を申請する必要はありません。ただし、Web コンテンツ、刊行物、提供物とも、番組内でコンテンツを使用中は国土地理院のコンテンツを利用していることを表示しつづけてください。また刊行物、提供物に関しては「国土地理院〇〇万分の1地方図」等、どの地図を利用しているのかも表示してください。表示の仕方等、詳しくは次の国土地理院ホームページで確認してください。

- ・地図の利用手続ナビ：<https://onestop.gsi.go.jp/onestopservice/navi/index.html>
- ・利用規約：<https://www.gsi.go.jp/kikakuchousei/kikakuchousei40182.html>
- ・出所の明示（例）：<https://www.gsi.go.jp/LAW/2930-meizi.html>

3. 官庁等が権利を有する素材（Web コンテンツ、刊行物、提供物）について

利用できます。もし許諾が必要な場合は、その許諾を得られれば使用できます。許諾書類は番組進行表に添付してください。

4. 著作権者の指示によりダウンロードした素材について

許諾を受けたものと判断できる場合は、利用できます。許諾書類は必要ありませんが「様式2-3」で明記してください。

5 音楽著作物を使用する場合の手続き

著作権と著作隣接権の両方の許諾手続きを行い、著作権料・使用料は参加校が支払ってください。

(1) 著作権の手続き

■著作権者の確認

著作権管理団体の Web サイトで、使用する楽曲の管理状況を調べてください。

JASRAC (www.jasrac.or.jp)

NexTone (www.nex-tone.co.jp)

■著作権管理団体の管理楽曲の場合

Web サイトで確認し、所定の手続きを行って利用許諾を受けてください。

<例> JASRAC 管理の楽曲の著作権処理の手順

1	JASRAC 管理の楽曲かどうか、JASRAC 作品データベース「J-WID」で確認する。
2	<p>Web サイトでの申請（通常、②以降は2～3日で完了）</p> <p>① J-RAPP（オンラインライセンス窓口）を初めて利用する場合のみ、郵送による手続きが必要。</p> <p>② J-RAPP 利用者トップメニュー画面の「録音物」または「映像ソフト」から、指示に従って入力する。</p> <p>③ J-WID から手続き完了メールが届いたら、J-RAPP で申請情報検索を行い、「申請内容確認」画面に進んで印刷する。この時、必ず「ステータス」が「許諾済」であること。</p> <p>④ 印刷した「申請内容確認」楽曲一覧内の使用楽曲について、権利処理番号を朱書きし、番組進行表に添付する。縮小・両面印刷してもよい。番組進行表表紙（様式2-1）に許諾番号を記入する。</p> <p>FAX・郵送での申請（通常、1週間程度で完了）</p> <p>① JASRAC 所定の申込書（ホームページからダウンロード）に記入し、利用許諾の手続きを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ラジオ番組の場合は「録音利用申込書」および「録音利用明細書」を使用 ・テレビ番組の場合は「映像ソフト録音利用申込書（新譜）」を使用 <p>② JASRAC から利用許諾が得られたら、許諾書のコピーの該当楽曲について権利処理番号を朱書きし、番組進行表に添付する。番組進行表表紙（様式2-1）に許諾番号を記入する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ラジオ番組の場合は「録音利用許諾書」と「録音許諾番号交付票」 ・テレビ番組の場合は「映像ソフト録音利用許諾書（新譜）」

- ※ 外国曲（J-WID の検索で表示される作品コード（8桁）の左から2番目の文字がアルファベットで表記されているもの）や専属曲（J-WID の作品詳細表示画面の該当区分に専属とあるもの）は、**Web 上でのデータの審査や公開が著作権処理の関係上できない可能性があるため、当コンテストでは、使用しないでください。**
- ※ NexTone の場合も、Web サイトの記載に従って同様の手続きを行ってください。

■上記以外の場合

管理団体に所属していない作家の楽曲を使用する場合は、「様式2-5」または先方の指定する書式（許諾を受けた楽曲名がわかる文書）で、著作権者から許諾を得てください。

その他の例として、次のような場合が考えられます。これらについては、「様式2-5」で依頼の趣旨を説明し許諾を得てください。許諾を得て番組で使用した楽曲は、該当の欄に**番組進行表と同じ権利処理番号**を記入し、「様式2-5」右上にも**その番号を朱書きして、番組進行表に添付してください**（コピーでもよい）。

《例》1) 校歌、応援歌、それらに類する楽曲（JASRAC 等著作権管理団体が管理していない場合）

- ① 作詞者・作曲者・編曲者、またはその権利を有している人に許諾を得る。
 - ② ①が困難な場合、その楽曲を管理する立場にある人（例：学校長、同窓会長等）に許諾を得る。（ただし著作隣接権は別で、演奏者からの許諾も別途必要となる。）
- 2) 自主制作の音源等で著作者自身が権利を有している場合
- 3) 団体や官庁等が権利を有している場合

※ 市販 CD だけでなく、番組内で使用するすべての音楽著作物について、確認・手続きを行ってください。

※ 申請しても許諾が得られない場合もあります。**まず先方に確認**してください。

（2）著作隣接権の手続き

楽曲の著作権の有無にかかわらず、演技・演奏や市販の CD 等の音源を利用する場合、著作隣接権の手続きが必要です。いわゆる著作権フリー音源でも、著作隣接権の手続きが必要になる場合があるので注意してください。

■日本レコード協会が申請窓口となるレコード会社の場合

コンテストでの音源利用に限り、一般社団法人日本レコード協会の Web サイトに掲載されたレコード会社はレコード協会が申請窓口になります。

日本レコード協会 (www.riaj.or.jp/f/leg/rec_license/)

<例> 日本レコード協会が申請窓口となるレコード会社に対する著作隣接権処理の手順

1	使用する音源について、日本レコード協会を通じた申請が可能か、レコード協会の Web サイトで確認する。
2	日本レコード協会所定の音源使用許諾申請書に必要項目を記入し、申請ページから送信する。
3	音源使用について許諾の可否および許諾可能な場合の使用料について、日本レコード協会より電子メールにて回答がある。許諾可能の通知の上で請求書が発行されるので、指定期限までに使用料の振り込みを完了する。
4	使用料の受領確認後、許諾証が発行される。番組進行表に許諾証のコピーを添付する。右上に、著作物番号を朱書きすること。

※ レコード会社の情報は随時更新されるので、最新情報を確認してください。

※ 手続きには時間がかかる場合があります。十分な余裕を持って行ってください。

※ 許諾証には「Web サイトなどでの公開」の文言がありませんが、そのまま添付してください。

■それ以外のレコード会社の場合

「様式2-4」を使用して、レコード会社・音楽事務所等に直接申請を行います。

■演技者・演奏者（例：吹奏楽部）の演技・演奏を録音（撮影）した場合

「様式2-5」を使用して、演技者・演奏者に申請を行います。「ご協力のお願ひ」で取材の了解を得ている場合も、隣接権に関わる許諾は文書で得てください。

(3) その他 … 以下については特に注意すること。

- ・ 著作者の許可なく著作物を改ざんして利用することは、「著作者人格権」の侵害行為とみなされる。替え歌も違法な改ざんとみなされることがある。
- ・ 原詞・原曲の著作権が消滅していても、編曲された作品や訳詞されているものを利用する場合、著作隣接権の手続きが必要になる場合がある。

6 音楽以外の著作物・写真・映像等を使用する場合の手続き

著作物や写真・映像等を使用する場合、原則として「様式2-5」で依頼の趣旨を説明し許諾を得てください。著作権者の理由により書面での許諾を取ることができない場合は、その旨を「様式2-3」に明記してください。なお、使用料を請求された場合は参加校が支払ってください。許諾を得て番組で使用した著作物等は、該当の欄に**番組進行表と同じ権利処理番号**を記入し、「様式2-5」右上にも**その番号を朱書きして、番組進行表に添付してください。**

下記のような例が考えられますが、これ以外にも、他者が創作・考案・制作・所有しているものについては、その権利者に許諾を得てください。番組での使用においては私的使用とは異なり、**許諾が得られない場合や、使用料が発生する場合があります**（パソコン・スマートフォンのソフト自体やアイコンの画像、ロゴ、映像等については、許諾が得られないケースが多くあります）。**必ず事前に確認し、手続きを行ってください。**

他者が権利（著作権、肖像権等）を持っている素材を使用する場合は、作品内のどこで使用しているのかが判別できるよう明示し、併せて番組進行表にも明示してください。

いずれの場合も、乳幼児や小中学生（制作の時点で）が被写体である場合、保護者の許諾を必要とします。

《例》

1) 文芸、学術、美術などの文化的な創作物

書籍自体および書籍に収められた文章や絵、新聞やその記事、雑誌やその記事、Web上の記事、ポスター、キャラクター、シンボルマーク、アイコン、地図など（**Googleのコンテンツ、ならびに国土地理院発行の地図については、「4 インターネット上の素材の使用について」を参照。**）

2) 手紙

公開されている書簡と親書に当たる手紙とでは処理が異なる。親書の場合は当該者から許諾を得る。

3) 写真、静止画像

① 撮影者、被写体となった（肖像権を持つ）人、所有者の許諾を得る（これらの権利者が同一である場合は文書に明記する）。

※ 制作した放送部員が撮影または被写体となった写真については、自作の著作物と同様、「様式2-3」に明記する。

② 集合写真の場合、被写体である全員に許諾を得ることが望ましいが、困難な場合は責任者の許諾を得る。

③ 昔の写真で、上記の権利者が不明の場合、その写真の管理者の許諾を得る。

4) テレビ・ラジオ・Web番組やその一部、他者が収録・撮影した素材

他者が制作した番組やその一部、他者が収録・撮影した素材（音声・映像）を使用する場合、該当者の許諾を得る。また、使用する部分内に当コンテスト参加にあたって許諾を要するものが含まれる場合は、改めて必要な手続きを行う。

- ・ 番組進行表の「様式2-2」「様式2-3」の該当箇所に、必要事項を記載する。「様式2-5」等の文書がある場合は添付する。

- ・当コンテストに参加した自校の過去の作品を使用する場合も、その内容を明示する。ただし、主催者（NHK杯全国高校放送コンテスト委員会）の許諾は不要である。

《 番組内での明示例 》

- ・テレビ部門：使用部分の開始から終了までテロップで表示する。
 (例) 2019年本校放送部撮影 ○○○○さん撮影 2019年12月26日東京新聞
 2019年○○高校放送部制作「今を生きる私たち」 NHK特集「(番組名)」 など
- ・ラジオ部門：使用部分の直前または直後に、ナレーション等で明示する。
 (例) 「これは、昨年○○高校放送部が制作したラジオ番組中のインタビュー音声です」
 「これは、2019年12月NHKが放送したラジオ番組『(番組名)』で□□さんが話した内容です」 など

7 引用について（および生成 AI 使用に関する考え方）

著作物を引用する場合、次のような点に関して十分に注意し、正当な範囲内で行ってください。

- ・引用する著作物が公表されていること。
- ・番組の中で著作物を引用する必然性があること。
- ・引用部分が番組のほかの部分とはっきり区別されていること。
- ・番組が主で、引用する著作物が従であるという主従関係が明白であること。
- ・引用する著作物が必要最小限の範囲に限られていること。
- ・引用する著作物を改変しないこと。
- ・引用する著作物の出所を「6 音楽以外の著作物…を使用する場合の手続き」の4)のように明示すること。

生成 AI 使用については、以下の通りの考え方とします。

- ・アナウンス部門規定に「原稿を生徒が自作したものに限り」とあり、生成 AI を使って原稿を作成することは自作ではない。
- ・参加規程に「番組制作の各部門は、高校生の創作に限る」とあり、生成 AI を使った場合は創作ではない。
- ・創作ドラマ部門規定に「自校生徒のオリジナル作品であること」とあり、生成 AI を使って作品を作成することはできない。
- ・作品の一部として生成 AI で作ったものを引用として使用する場合は、作った際の詳細や使用許諾に関するものを添付すること。

8 規定違反について

参加者が規定に沿って作品制作や発表を行い、点数で順位を競うのがコンテストです。参加者は、制作・発表にあたり規定を遵守してください。コンテスト要項は、毎年新しい内容や変更があり、都道府県担当者を通じて連絡する場合があります。必ず細部まで確認してください。また、コンテストへの提出前には、漏れがないことをチェックしてください。

規定違反の例（失格・減点対象）

- ・不適切な表現（差別的表現・残酷な表現など）や宣伝・広告行為にあたる表現がある。
- ・規定時間に違反している。
- ・他のコンテストやコンクールに参加した作品、それを改変・改編した作品である。
- ・他者の著作物や過去の作品に極度に類似していると客観的に判断され、盗作と認められる。
- ・一般的な機器で正常に再生できない。
- ・コンテスト委員会が定めたもの以外のインターネット上の素材を使用している。
- ・文書による許諾が必要な取材で、許諾を得て（文書添付をして）いない。
- ・著作物（キャラクター等を含む）の著作権・著作隣接権の手続きや必要な文書添付をしていない。
- ・写真や映像、番組等の使用について、権利処理についての説明をしていない。
- ・著作権フリーの使用条件を示した文面のコピーを番組進行表に添付していない。
- ・許諾文書が提出期限に間に合わない。

この他にも、**参加規定・各部門の規定に反するもの**は、失格・減点の対象となります。

9 各様式のダウンロードと記入について

各部門とも、最新(第71回)の様式をコンテストのWebサイトからダウンロードして使用してください。

◆ 番組各部門・研究発表 次の様式をそろえて「番組進行表」として提出してください。

様式2-1, 2-2, 2-3, 2-4, 2-5, その他必要な書類を「綴じたもの」を「番組進行表」と呼びます。ダウンロードし、保存したファイルにできるだけ直接入力してください(手書きも可)。印刷前に、必ずプレビューで確認してください。

	様式	名称	内容・注意事項	
必須	様式2-1	表紙	様式をダウンロードし、書式を変更せずに使用してください。 創作ドラマ部門の「あらすじ」は必ず結末まで書いてください。 著作権管理団体の許諾を受けている場合は許諾番号を記入してください。	ワードファイル (開発はエクセル)
	様式2-2	CUEシート (使用する素材の種類と場所を確認するためのものです)	必要に応じて行数を増やしてください。下段にページ数が印刷されません。手書きの場合は、下段にページを記入してください。 番号は、番組進行表で統一した権利処理番号を記入してください。 権利処理をするもの(音源や画像など)がない場合でも、番組の流れがわかるような文言(セリフ・ナレーション)を記入してください。	
	様式2-3	権利処理一覧表 (許諾や処理方法を確認するためのものです)	取材に関する手続きおよび著作物をすべて記入し、権利処理番号は、番組進行表において統一した番号を使用してください。 「様式2-3記入例」および解説のページを読み、注意に従って記入してください。 権利に関する手続きが不要でかつ著作物を使用していない場合も、「なし」と記入して、 必ず添付 してください。	
該当する場合添付する	様式2-4	音源使用許諾申請書 音源使用申請に対する回答書	日本レコード協会を申請窓口としないレコード会社の音源を使用する場合の申請に使用します。 コピーを番組進行表に添付してください。その際、番組進行表の権利処理番号を用紙の右上に 朱書き してください。	エクセルのファイルにタブで用意
	様式2-5	取材許諾・著作物等 ご提供のお願い 許諾書	文書で取材の依頼・回答を行う場合や、番組で著作物(他の様式に該当しないもの)・写真・映像等を使用する場合の許諾手続きに使用してください。イベントの主催者と施設管理者が同じである場合、それがわかる書面になっていれば1枚でかまいません。 必要事項を記入して先方に依頼し、太枠内の許諾書に必要事項を記入してもらってください。(所属・職位等のない個人の場合は、署名だけでよい) 許諾を受けて番組で使用したものは、権利処理番号・記号を該当欄に記入し、番組進行表に添付してください(コピーでも良い)。その際、右上にも権利処理番号・記号を 朱書き してください。 日付の記入もれがないよう注意してください。	
		著作権管理団体(JASRAC等)の利用許諾関係文書	JASRAC管理の音楽著作物を使用する場合、Webでの申請とFAX・郵送での申請では添付する書類が異なります。他の著作権管理団体の場合も、同様の許諾書を番組進行表に添付してください。その際、番組進行表の権利処理番号を、使用楽曲名欄の近く(用紙右上でなくてよい)に 朱書き してください。	著作権管理団体が発行(HPから印刷)
		日本レコード協会の許諾証	Webサイトに掲載されているレコード会社(日本レコード協会が申請窓口)の音源を使用する場合の申請許諾で発行されます。 許諾証のコピーを番組進行表に添付してください。その際、番組進行表の権利処理番号を用紙の右上に 朱書き してください。	日本レコード協会が発行
	その他	著作権フリー素材の使用条件が記載された文面のコピー	(株)アーキーの「School Lifeシリーズ」、(有)EXインダストリーの「著作権フリー音楽CD」、エンドレスエコーおよびサウンドファクトリーの著作権フリーCD以外の著作権フリー素材(CD・DVD)を使用する場合、素材のタイトル(曲名)が記された部分のコピーおよび使用条件が記載された文面(使用条件の記載箇所はジャケットとは限らないので注意。外国語は必要な箇所の訳文添付)のコピーを番組進行表に添付してください。その際、番組進行表の権利処理番号を用紙の右上に 朱書き してください。	CD等の素材に付属
	音楽・効果音素材のみ、契約が分かるものと素材の使用条件が分かるものなど	正式に契約した音楽・効果音素材(レコード協会が申請窓口となっているレコード会社の素材を除く)は使用条件の範囲内であればダウンロードした素材も使用可能です。その際は、契約した(する)ことが分かるものと手続き不要の旨(使用条件)が分かるものを添付する。手続きが必要な場合は、使用を許可されたことが分かるものを添付する。その際、番組進行表の権利処理番号を用紙の右上に 朱書き してください。	ダウンロード等の資料	
	その他	ご協力のお願ひ	取材を依頼する際、必要事項記入のうえ、先方に渡して依頼の趣旨を説明し、了承を得てください。この文書は先方に渡すもので、番組進行表への添付は不要です。 取材相手の著作物・写真・演奏・演技等を使用する場合は、様式2-5を使用して文書で許諾手続きを行ってください。	各様式とは別のエクセルファイル

10

番組進行表 表紙（記入例）

様式 2-1

都道府県	〇〇県
------	-----

創作テレビドラマ	部門
----------	----

準決勝番号
記入しないでください

ふりがな	〇〇けんりつ〇〇〇こうとうがっこう
学校名	〇〇県立〇〇〇高等学校

※正式名称を記入してください

ふりがな	あめときどきこゆき
作品名	雨ときどき小雪

※プログラムには全角15文字までしか表示されません

(エントリーシール貼付欄)	
著作権管理団体の許諾番号	
再生時間	7分 56秒

制作意図 [200字程度]

自分の飼っているペットは、もしかしたら誰かの生まれ変わりかもしれない。そんなふうに考えたことはありませんか？寂しいとき、悲しいときに自分を慰めてくれるペットの存在はそれだけでうれしいものですが、もっと大きな力を自分に与えてくれるのだとしたら、素晴らしいことです。今の自分は目に見えない大きな力で守られているのかもしれないということを伝えたくてこの作品を作りました。

あらすじ [創作ドラマ部門のみ 400字程度] ※結末まで入れること

主人公の高校生あまねは、ある日、学校帰りに子猫を拾う。小雪と名付けられたその猫は、不思議にもあまねに人間の言葉で話しかける。そして、気弱なあまねに代わっていろいろなことをやってのけるようになるのだ。周囲からの賞賛に戸惑いながらも次第に自信をつけていくあまね。ところがある日、学校帰りに車にひかれそうになった小雪をかばってあまねは交通事故に遭ってしまう。病院のベッドに横たわるあまねが夢に見たのは、小雪の真の姿だった。小雪は幼なじみの生まれ変わりだったのだ。自分が小雪と出会ったのは偶然ではなかったこと、自分は自分の力で精一杯生きなければいけないということをあまねは夢の中で悟る。

体が元通り元気になったあまねは、小雪をかわいがりながらも、もう小雪に頼ろうとはしなくなる。そして自分の役目が終わったことを知った小雪は、あるとき、ふと姿を消してしまうのだ。あまねは小雪の帰りを待とうと思うが、もうかつての弱いあまねではなかった。

スタッフ・キャスト（キャストは創作ドラマ部門のみ）

[スタッフ]	
監督：〇〇 〇〇	撮影：〇〇 〇〇 音声：〇〇 〇〇
脚本：〇〇 〇〇 ・ 〇〇 〇〇	
編集：〇〇 〇〇 ・ 〇〇 〇〇	
[キャスト]	
あまね：〇〇 〇〇	猫（小雪）：〇〇 〇〇
友人A：〇〇 〇〇	友人B：〇〇 〇〇 クラスメイト達：〇〇 〇〇・〇〇 〇〇

確認欄	様式 2-1	様式 2-2	様式 2-3	許諾に関する書類			ファイル形式	確認者氏名
	表紙	CUE シート	権利処理一覧表	様式 2-4	様式 2-5	その他	MP3/MP4	
参加校顧問	✓	✓	✓	✓	✓	なし	✓	〇〇 〇〇
都道府県担当者	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	〇〇 〇〇

※内容を確認後、必ず✓チェックを入れてください。

CUEシート(記入例)

音声レベル 放送 BG	時間 分 秒	権利処理		内 容	注意
		番号	分類		
	0:00	1	楽曲	テストパターン ←テレビ番組の場合のみ記入 ・【TOMORROW】 ナレーション「私達を取り巻く様々な問題…焦点を当てました。」	各様式記入例のように権利処理番号はどの様式でも同一のものにしてください。 ・権利処理記号(A, B, C, …)はCUEシートに載せません。 ・書類を添付していないものにはOをつけてください。
	31				
	32	2	楽曲	・【短編集(地上の星)】	
	33	3	静止画	・【季節のタイトル素材集(ふきだし)】	
	40			タイトルコール「今、周りにある問題」	セリフ等は、最初と最後の文章を記入する。(一文程度。全文を記入してもよい。)
	43	4	効果音	インタビュー「どうして私達の周りでは…あるのでしょうか。」 ・【ビクター効果音ライブラリー 8. 娯楽(遊戯場 ゲームセンター)】	
	59			生徒A「きっと私達の周りには…だと思います。」 生徒B「だってうちの周りには…あるじゃん。」 ナレーション「先生方に聞いてみると。」 阿礼間先生「実は、君たちの周りには…だったんですよ。」 尾矢先生「そう言えば自分たちの周りでも…だよなあ。」 ナレーション「そうなんです。私達の周りには…だったのです。」	
	1:08	5	楽曲	・【交響曲第3番(英雄)】	
	20			ナレーション「このことを確かめる為に…私達の周りにありました。」 ナレーション「実際、昨年私達の周りで行われたイベントでは…	
	1:30	6	楽曲	・【ぼくらの七日間戦争BGM】	
	39	7	楽曲	・【めでこ高校校歌】	
	41			…というような演奏がありました。」	
	53			インタビュー「これを知って私達の周りに…どう思いましたか。」 生徒C「私達の周りと言っても…だと思いました。」	
	2:17	8	楽曲	・【めでこ高校応援歌】	
	45			一般人A「私達が若い頃周りにあったものって…だけですから。」 ナレーション「新聞や雑誌でも…私達の周りにもあるものです。」	
	2:51	9	新聞	・【平成×年×月×日付 〇〇新聞朝刊社説】	
				ナレーション「この社説では…私達の周りにもある問題だと訴えています。」 また、雑誌『週刊日曜日』では、	
	3:25	10	出版物	・【雑誌『週刊日曜日』2006.2.13号 800ページ】	
				…この問題を取り上げて、私達の周りにもあるものだと結論づけています。 この問題に詳しい、正春大学の本寺山教授は、 本寺山教授「こうした問題は世界の歴史上様々なところに…	
	4:15	11	美術品	・【考える人(レブリカ)】	
	30	12	写真	・【富士山の写真】	
	40	13	原稿	・【風の又三郎(自筆原稿 複製)】	
				…こうして私達の周りには証拠が残っていたわけです。」 ナレーション「そして、平成17年1月1日、一通の手紙から…たのです。」	
	4:50	5	楽曲	・【交響曲第3番(英雄)】	音声レベルの表示の例です。(フェードイン、フェードアウト)
	5:00				
	03	⑭	楽曲	・【School Life Music Vol.5(びんぎの恋ごころ)】	
	15	15	手紙	・【祖父宛(平成17年1月1日付)】	
	42			ナレーション「おじいちゃんに秘密にしていたこと…僕たちの周りにあった。」 ナレーション「その後、この話は公にされ、ラジオ番組にもなりました。」	
	6:05	16	映像素材	・【第60回Nコン 明日への扉】 ⇒テレビ番組の場合	
	10				
	6:05	16	音声素材	・【第60回Nコン 明日への扉】 ナレーション「このような意見でした」 ⇒ラジオドキュメントの場合	
	10				
	16	17	ラジオ番組	・【ラジオ深夜便】 ナレーション「ラジオ深夜便からの話題です」 ナレーション「このような話題でした」	
	29				
	30	⑯	映像素材	・【秋葉原の街並み】	
	30	19	楽曲	・【SOUNDTEXTURES Pro VOL.2(悲愴)】	
	51			ナレーション「今、私達の周りにもある問題…ドアなのかもしれません。」	
	55	⑳	効果音	・【ドアのきしむ音】	
	57	㉑	効果音	・【携帯着信音単音】	
	59	22	楽曲	・【携帯着信音メロディ(パブリカ)】	
	7:00	㉒	CG	・【妖精が出てくるCG映像】	
	10	㉓	効果音	・【School Life Web(時報)】	
	15	㉔	効果音	・【学校のチャイム音(ウェストミンスターの鐘)】	
	18	26	効果音	・【引き戸を開ける音】	
	20	27	楽曲	・【Happy Ending】	
	21	㉕	素材	・【建て替え前の博物館の写真】	
	23	㉖	写真	・【10年前の学校前の通りの写真】	
	25			クレジットコール「制作は〇〇県立〇〇高等学校 放送部でした。」 ←ラジオ番組の場合	
	28			番組終了 ←ラジオ番組の場合	
	51			クレジットタイトル「制作 〇〇県立〇〇高等学校 放送部」 ←テレビ番組の場合	
	56			テストパターン ←テレビ番組の場合	

部門名 テレビドキュメント

作品名 今、周りにある問題

学校名 県立めでこ高等学校

使用した著作物は、使用した場面でCUEシートの番号欄にこの番号を記載してください。
(書類を添付していないものには○をつける)

様式2-5「取材許諾・著作物等ご提供のお願い」には、
①「権利を有する者」欄に記入されている人に許諾を得る場合は「○」を記入。
②「権利を有する者」欄に記入されている名称と違う人(団体)が管理している場合はその人(団体)名を記入。
③著作権フリーの場合は「フリー」と記入。
④権利消失、許諾不要の場合は斜線。

記号・番号	分類	権利処理・著作物名 (曲名・題名など)	権利を有する者・著作者名 (作詞・作曲者など)	許諾書	著作隣接権許諾者名 (歌手、演奏者、レコード会社など)	許諾書	オリジナルの所有者
A	取材許諾	イベント「みんなDE音楽祭」での撮影許可	みんなDE音楽実行委員会 会長 皆出 俊夫	○	/	/	/
B	取材許諾	金谷駅での撮影許可	大井川鉄道株式会社	○	/	/	/
C	取材許諾	校内の文化祭の撮影許可	めでこ高校学校長	○	/	/	/
D	取材許諾	ドローンを使った 県管理の公園の撮影	〇〇公園管理事務所	○	撮影許諾と撮影条件等	/	/
1	楽曲	TOMORROW	作詞 岡本真夜/真名杏樹 作曲 岡本真夜	JASRAC	株式会社徳間ジャパン コミュニケーションズ	○	めでこ高校 生徒
2	楽曲	短編集(地上の星)	作詞・作曲 中島 みゆき	○	ヤマハミュージックコミュニケーションズ	○	めでこ高校 生徒
3	静止画	季節のタイトル素材集 (ふさだし)	(株)ロコデザイン	フリー	/	/	めでこ高校 放送委員会
4	効果音	ピクチャー効果音ライブラリー 8. 娯楽(遊戯場 ゲームセンター)	/	/	ピクチャーエンターテイメント	○	めでこ高校 生徒
5	楽曲	交響曲第3番(英雄)	消失(ベートーベン)	/	ユニバーサルミュージック	○	めでこ高校 生徒
6	楽曲	ぼくらの七日間戦争BGM	作曲 小室 哲哉	JASRAC	めでこ高校吹奏楽部	○	めでこ高校 吹奏楽部
7	楽曲	めでこ高校校歌	作詞 平 幹江 作曲 庫丘 創太	JASRAC	めでこ高校合唱部 めでこ高校吹奏楽部	○	/
8	楽曲	めでこ高校応援歌	作詞 尾上田 治(初代校長) 作曲 卯田 学(5代校長)	めでこ高校 校長	めでこ高校合唱部 めでこ高校吹奏楽部	○	/
9	新聞	平成×年×月×日付 〇〇新聞朝刊記事	〇〇新聞社(佐藤 〇〇記者)	○	/	/	めでこ高校 生徒
10	出版物	雑誌『週刊日曜日』 2006.2.13号 800^-'y	週刊日曜日出版社	○	/	/	めでこ高校 生徒
11	美術品	考える人(レプリカ)	消失(オーギュスト・ロダン)	/	国立西洋美術館	○	国立西洋 美術館
12	写真	富士山の写真	斉藤 〇〇カメラマン	○	斉藤 〇〇カメラマン 〇〇市役所	○	〇〇市役所
13	原稿	風の又三郎 (自筆原稿 複製)	消失(宮沢 賢治)	/	宮沢賢治記念館	○	宮沢賢治 記念館
14	楽曲	School Life Music Vol.5 (びよん吉の恋こころ)	アーキー	/	/	/	めでこ高校 放送委員会
15	手紙	祖父宛 (平成17年1月1日付)	△△さん	○	△△さんの祖父	○	△△さんの 祖父
16	映像素材 (音声素材)	第60回コン 【明日への扉】	めでこ高校放送部 卒業生の〇〇	○	/	/	めでこ高校 放送委員会
17	ラジオ 番組	ラジオ深夜便	NHK	○	△△さん	○	/
18	映像 素材	秋葉原の街並み	NHKクリエイティブ・ ライブラリー	/	/	/	/
19	楽曲	SOUNDTEXTURES Pro VOL.2 (悲愴)	MEDIAPLANET TOKYO	○	/	/	めでこ高校 放送委員会
20	効果音	ドアのきしむ音	/	/	めでこ高校放送委員(自作)	/	めでこ高校 放送委員会
21	効果音	携帯の着信音単音	/	/	めでこ高校放送委員(自作)	/	めでこ高校 放送委員会
22	楽曲	携帯の着信音メロディ (パブリカ)	作詞・作曲 米津 玄師	JASRAC	NHK出版 音楽事業部	○	めでこ高校 放送委員会
23	CG	妖精が出てくるCG映像	/	/	めでこ高校放送委員(自作)	/	自校 放送委員会
24	効果音	School Life Web (時報)	/	/	アーキー	/	/
25	効果音	学校のチャイム音 (ウェストミンスターの鐘)	機種名を記入する	/	JVCケンウッド (PA-W53)	/	めでこ高校
26	効果音	引き戸を開ける音 (インターネット上の素材)	/	/	(株)音ボックス	/	めでこ高校 放送委員会
27	楽曲	Happy Ending (インターネット上の素材)	Muse Factory	○	/	/	めでこ高校 放送委員会
28	素材	建替え前の博物館の写真	〇〇博物館	/	〇〇課の〇〇さんの 指示によりダウンロード	/	/
29	写真	10年前の学校前の通りの写 真	権利者は豪州にてワーキングホリデー 中、使用許可を口頭で得ています	卒業生 〇〇さん	/	/	卒業生 〇〇さん

・市販のCD、素材集DVDなどを利用する場合は、フリー素材であっても、番組制作者(校)が所有している必要があります。
音源は、レンタル店、図書館から借りたものは使用しないでください。
・他者の所有するCD、写真、美術品などの著作物を借りた場合、「オリジナルの所有者」の欄に記入してください。
・演奏、放送などを番組制作者が録音・録画した場合は、斜線を引いてください。
※オリジナル所有者の番組制作者校名を「自校」と表記しても構いません。<例:自校(放送委員会)>

13 権利処理一覧表(記入例)の解説	
これらの例は一般的な場合です。著作物を使用したり、取材許諾を得た際は 各自の責任において確認 をしてください。音源の使用に限らず、相手の許諾を受けた場合は、 許諾を受けたことが分かるように してください。著作物の使用について、通常認められている許諾の範囲や処理の方法と異なる指示がありますが、コンテスト参加作品では、この規定に従ってください。	
A	イベント(例:お祭り、学校の行事)など催し物での取材や撮影においては、必ず取材許諾を文書(様式2-5)で得てください。
B	録音・撮影が制限される場所での取材や先方が文書による許諾が必要と判断する場合は、必ず取材許諾を文書(様式2-5)で得てください。
C	取材許諾は、この記入例のようにA, B, C, …と一覧表の最初に記載してください。その後使用した著作物を1, 2, 3, …と続けて記載してください。
D	ドローン等での撮影は関係する法令や規則があります。撮影場所の許諾の他、必要な許諾等を添付してください。
1	市販のCD等を使用する場合は、 レコード会社から著作権隣接権 の許諾を得てください。 著作権については、JASRACに著作権管理を委託している作詞者・作曲家(編曲者)の場合はJASRACでの手続きを行い、 レコード会社の使用許諾書(様式2-4など)とJASRACの「録音利用許諾書」のコピー (ラジオ番組の場合は「録音利用許諾書」、テレビ番組の場合は「映像ソフト録音利用許諾書」のコピー)又は 許諾番号がわかるように添付 してください。
2	著作権の管理をJASRACに委託していない著作者の場合には、 本人・所属の事務所など、著作権管理をしている人(団体)の使用許諾が必要になります。
3	市販の著作権フリー映像素材集を使用した際は、「素材のタイトル(曲名)が記載された部分のコピー」および「著作権処理不要(使用条件)が記載された文面のコピー」の両方を添付してください。この場合番号に○をつけません。(株)アーキー、(有)EXインダストリー、NHKクリエイティブ・ライブラリーについてはそれぞれの会社の利用規約を遵守している限りは、インターネット上の素材の使用も認めます。また、正式に契約した音楽・効果音素材(レコード協会が申請窓口となっているレコード会社の素材を除く)も、使用可能です。(下の26・27参照)
4	効果音に関しては著作権処理不要ですが、著作権隣接権の処理は必要です。必ず効果音CDの使用条件を確認してください。販売元によっては隣接権も含めて「著作権フリー」としているものがありますが、その場合であっても使用条件を示す文面のコピーを添付してください。
5	著作者の没後70年以上たっていて、著作権が消失している場合でも、CDなどの音源を利用している際には、音源使用許諾(著作権隣接権)が必要になります。
6	この例は、楽曲を吹奏楽部が演奏し、吹奏楽部が録画した映像を借りて、番組に使用している場合を想定しています。吹奏楽部は、演奏者であると同時に録画物の制作者として著作権隣接権者となっています。 市販のCD等ではなく、自校での演奏を録音・録画したもので、楽曲の著作権処理は必要です(演奏者は、楽譜を所有している必要があります)。作曲者が没後70年以上(国によって年数は違うので注意)経過して、著作権が消失している場合は、 その旨を文書にしてください 。作者の著作権が消失していても、編曲されている場合には編曲者に著作権が生じていますので要注意です。また、演奏者にも使用許諾をとる必要があります。
7	自校の校歌も、著作権処理の手続きが必要です。作詞・作曲の権利がどこに帰属しているかを必ず調べて許諾を取ってください。
8	7の例は、吹奏楽部と合唱部による校歌の演奏(歌唱)を、放送部が取材して番組に使用している場合を想定しています。作詞者と作曲者はともに管理委託されているJASRACに許諾を取っています。 8の例は、作詞・作曲ともに学校に帰属している学校応援歌のため学校長に許諾を取っています。
9	新聞記事や出版社の印刷物やビデオで撮影する際は 使用許諾を文書(様式2-5)で得てください。
10	※背景として新聞や本の表紙が映ってしまった場合は、特定できなければ必要ありません。
11	屋外に恒常的に設置されている美術の著作物又は建築の著作物を利用する場合、著作権の手続きは不要です。ただし敷地に入って取材や撮影をする場合は所有者または管理者の許諾を 文書(様式2-5)で得てください 。複数の許可を一枚の文書にしても構いません。
12	写真を映像に記録する際には、原則としてその写真の撮影者や所有者に許諾を文書(様式2-5)で得てください。また、被写体になった方からも許諾を文書(様式2-5)で得てください。
13	公開されている書簡については、所蔵している方の許諾を 文書(様式2-5)で得てください 。
14	コンテスト委員会が著作権処理不要の利用条件を確認している(株)アーキーの「School Lifeシリーズ」、(有)EXインダストリーの「著作権フリー音楽CD」、エンドレスエコーの著作権フリーCD、サウンドファクトリーの著作権フリーCDは、添付書類は不要です。
15	親書に当たる手紙については、差出人と受取人(所有者)の双方の許諾を 文書(様式2-5)で得てください 。
16	当コンテストの過去の作品を使用する場合、コンテスト委員会の許諾書は不要ですが、制作者の許可を得てください。また、作品内で新たに権利処理が必要な場合、手続きを行ってください。さらに、番組中に過去の作品名などわかるようにしてください。(ラジオ番組ならばコール、テレビ番組ならばテロップ)
17	ラジオやテレビ番組を利用する際は番組の複製となるため必ず使用許諾を 文書(様式2-5)で得てください 。 また、出演者(インタビューされた人など)や使用された音楽などについても、それぞれ 許諾を文書(様式2-5)で得てください 。さらに、番組中に著作権者がわかるようにしてください。(ラジオ番組ならばコール、テレビ番組ならばテロップ)
18	NHKクリエイティブ・ライブラリー(www.nhk.or.jp/archives/creative/)の利用のルールに基づいて、公開されている素材、効果音などを使用する場合、使用許諾は必要ありません。また、コンテストでの使用に限り、作品内で特に「NHKクリエイティブ・ライブラリー」と表示する必要はありません。 ※「ドームくん」関連素材を使用する場合には、著作者名に「©NHK・TYO」を追記してください。
19	著作権フリーのCDを使用した際に関しても、前出の3と同じように処理してください。
20	音楽等を番組制作者が自作・自演して自分たちで録音・録画したものは、著作権処理は不要です。 この例は、実際の音を録音した効果音なので厳密には著作物ではありませんが、市販の効果音集の利用と区別をするため、効果音として使用したものはすべてこの表に記入してください。
21	携帯の着信音(メロディー)は著作権を有するものもあります。その場合、録音・録画したものが「自作」とはなりませんので著作権処理を行ってください。
22	CGで作成した映像は、自作であっても記入してください。
23	コンテスト委員会が著作権処理不要の利用条件を確認している(株)アーキーの「School Life Web」(ダウンロードした音源)については、添付書類は不要です。
24	学校のチャイムについては、録音・録画したものが「自作」とはなりません。著作権処理が必要です。ただし、パナソニック・TOA・ユニベックス・JVCケンウッドの製品内蔵の「ウェストミンスターの鐘」については、当コンテストの番組内での使用許諾をいただいていますので許諾書類の手続き・提出は不要です。 ※ただしTOAは「演奏機器(ML-1000)用(ML-1000)用メロディクスカードMC-1020内蔵「ウェストミンスターの鐘」とJVCケンウッドは「PA-DT600/PA-DT600(B)」・「PA-W53」に限ります。
26	ここでは、インターネット上の素材を想定しています。正式に契約した音楽・効果音素材(レコード協会が申請窓口となっているレコード会社の素材を除く)は、その使用条件の範囲内であれば使用可能です。契約が分かるもの(購入時の証明等や契約の指示のある画面コピー等)と使用条件が分かるものを添付してください。(添付が必要なので、番号には○を付けない)また、別に許諾が必要なら許諾を得たことが分かるものを添付してください。条件等の違いにより記入方法が異なります。
27	取材先の資料などを使用する際に、著作者の指示によりダウンロードする場合は許諾を受けたものと判断できるため、使用できます。許諾書類等は必要はありませんが、明記してください。
28	素材を提供してもらい口頭で使用許諾を得ても、権利者の都合でどうしても書面の許諾書を作れない場合は、その理由等を明記してください。

様式2-1(開発用)

14

番組進行表 表紙(記入例)

都道府県	〇〇県
------	-----

校内放送研究発表会

番号
記入しないでください

ふりがな	〇〇けんりつ〇〇こうとうがっこう
学校名	〇〇県立〇〇高等学校

※ 正式名称を記入してください

学校連絡先	〒 XXX - XXXX			
	〇〇県〇〇市〇〇町 〇丁目〇番地			
	TEL	XXX-XXX-XXXX	FAX	XXX-XXX-XXXX
	顧問名		顧問連絡先(携帯電話など)	
	〇〇 〇〇	XXX-XXXX-XXXX		

(エントリーシール貼付欄)
著作権管理団体の許諾番号

発表時間 (準備含まず)	7 分 30 秒
-----------------	----------

ふりがな	おんせいべつどりしてみませんか	研究の種類
研究タイトル	音声別録りしてみませんか	I 類・II 類・III 類
		該当するものに○印をつけてください

※ プログラムには全角15文字までしか表示されません

※ I 類 = アナ・朗 II 類 = 番組 III 類 = その他

研究要旨(200字程度)

ビデオカメラを使ってインタビューの映像を撮影するときに、カメラの内蔵マイクを利用するとノイズが入ってしまうことが多い。そのほかにも音質が悪いこともある。そんなときに後から音声を編集して音質を改善することが難しい。そこで私たちは音声をマイクで別録りし、映像と音声を別々に編集して同期をとる方法について研究した。收音に使うマイクの種類や使いかた、タイムコードジェネレーターの活用方法について発表する。

スタッフ

〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇

どちらか一方に○をつけてください

制作物などの展示を <input checked="" type="radio"/> 希望する ・ <input type="radio"/> 希望しない

確認欄	様式2-1 表紙	様式2-2 CUEシート	様式2-3 権利処理一 覧表	許諾に関する書類			確認者氏名
				様式2-4	様式2-5	その他	
発表校顧問	✓	✓	✓	✓	✓	なし	〇〇 〇〇
都道府県 担当者	✓	✓	✓	✓	✓	✓	〇〇 〇〇

※ 内容を確認後、必ず✓チェックを入れてください。

15

CUEシート (記入例 研究発表会用)

スライド	権利処理		内容
	番号	分類	
1/20			『音声別録りしてませんか・東京学園めでこ高校放送部』
2/20	①	写真	『発表概要』 ・【番組の撮影風景】
3/20			『発表について』
4/20			『研究の目的』
5/20			『従来の収録方法』
	2	写真	・【ビデオカメラ付属マイク】
	3	写真	・【マイクとカメラの接続】
6/20			『XLRケーブルの利点』
	④	写真	・【XLRケーブル】
	5	音声素材	・《挿入》【めでこ音響(音声信号とノイズ音)】
	⑥	音声素材	・《挿入》【音声信号とノイズ音】
	⑦	イラスト	・【音声信号とノイズ】
7/20			『ビデオカメラでの撮影』
	⑧	写真	・【演者とマイク位置】
	9	映像素材	・《挿入》【ビデオカメラの前で演じる風景】
	⑩	映像素材	・【第60回Nコン 明日への扉】
8/20			『問題点』
	11	写真	・【ビデオカメラと長いケーブル】
9/20			『音声別録り』
10/20	⑫	イラスト	・【カメラ撮影の風景】
	13	出版物	・【雑誌「カメラ日誌」2022. 2. 1号 45ページ】
	14	写真	・【一眼カメラ】
11/20			『思わぬ利点も』
	⑬	イラスト	マイクを持っている人
12/20			『音声の同期』
	⑭	写真	ガンマイク

○枚目/トータル枚数で表記

各スライドの最初の文等を記入します

研究タイトル、学校名のスライドを1枚目にする

記号
『』スライド文
・【】素材関係
《挿入》PowerPointのスライドに埋込されたデータ(動画・音声等)
[持込]持ち込み機材・小型道具

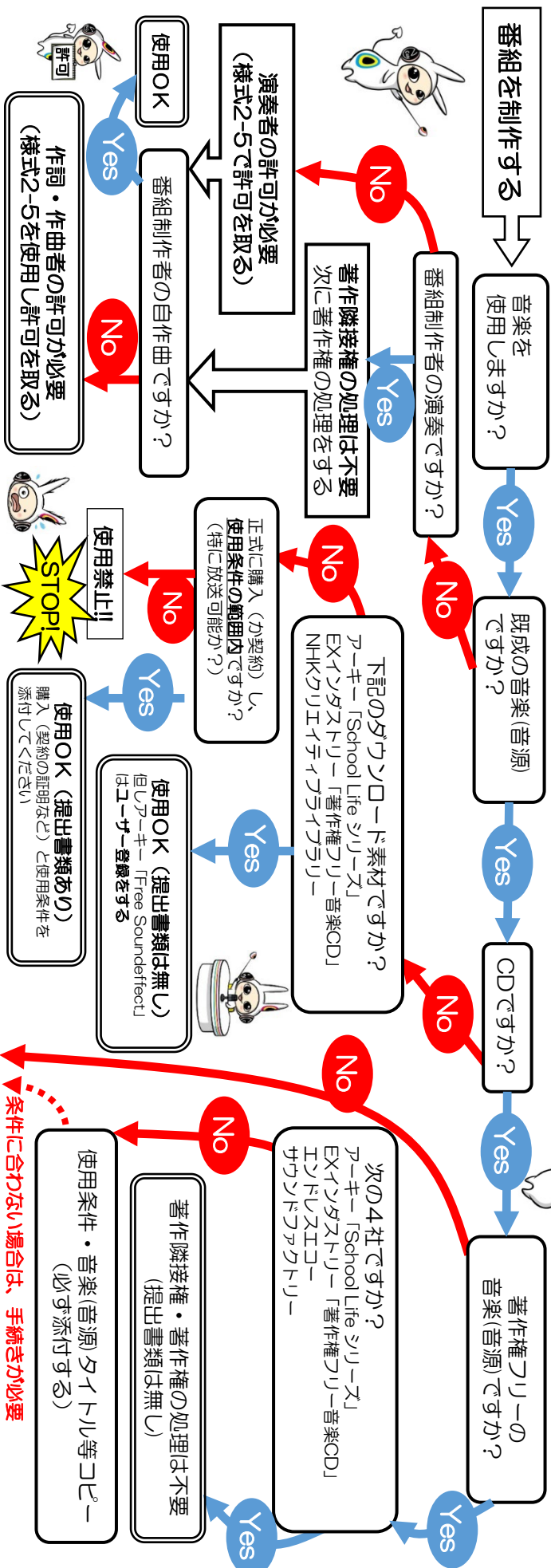
著作権関係
撮影場所 めでこ公園
動画:スライドに埋め込み(公開)
動画:持参動画(発表以外非公開)
静止画:スライドに埋め込み(公開)

音声や動画の素材をスライドに挿入するときは《挿入》で示す

メーカー名等写っている場合は、著作権処理が必要。

	14	映像素材	・《埋込》【めでこ公園での撮影風景】	
13/20			『同期方法① 手動』	
	⑮	画像	音声波形	
	⑯	画像	音声波形	
14/20			『同期方法② 自動同期』	
15/20			『ソフトによる自動同期』	
	⑰	イラスト	・【波形】	発表会場で実演披露する場合も記載する。このとき著作権処理について注意すること。
	18	楽曲	・【交響曲第3番（英雄）】	
			【持込】簡易オシロスコープ（波形を見せる）	
	⑮	写真	タイムコード	
16/20			『タイムコードの記録方法』	
	⑯	画像	音声信号とタイムコード	
	⑰	写真	タイムコードジェネレータ	
		実演	・【一眼カメラとマイクとタイムコードジェネレータ】	
	⑱	楽曲	・【School Life Music vol●】	
17/20			『編集のワークフロー』	
18/20			『現場では』	
19/20			『まとめ』	
20/20			『ご静聴ありがとうございました・東京学園めでこ高校放送部』	発表最後は、学校名の入ったスライド。

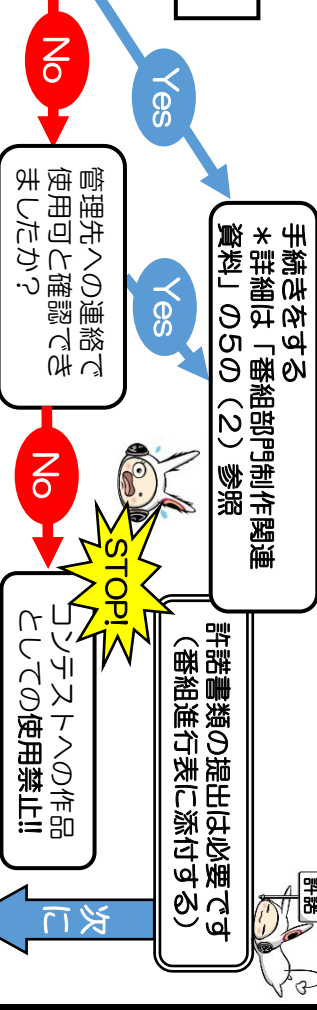
17 音楽使用時の許諾手続きフローチャート



著作権隣接権処理の手続きをする

レコード会社・CD製作会社への申請および確認
音楽使用許諾書または著作権隣接権者の指定する方法で申請する

「番組部門制作関連資料」の5の(2)「日本レコード協会が
申請窓口となるレコード会社の場合」を参照し、そこに掲載さ
れていますか？(当コンテストでの音源利用に限る)



著作権処理の手続きをする

管理先は、JASRAC (日本音楽著作権協会) ですか?

